

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和2年12月15日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 石川 義光 議員 關 守
議員 大和田和男 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 古川 洋一 議員 萩谷 俊行
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男

欠席者 議員 小池 正夫

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 会沢 義範 秘書広聴課長補佐 海野 直人
総務部長 加藤 裕一 財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 浜名 哲士 保健福祉部長 川田 俊昭
こども課長 篠原 広明 こども課長補佐 住谷 孝義
教育部長 小橋 聡子 学校教育課長 会沢 実
学校教育課長補佐 平野 玉緒 学校給食センター所長 梅原 雅美

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
…委員長報告のとおりとする
- (2) 追加予定議案等について
…執行部より説明あり
- (3) 常任委員会委員長報告
…委員長報告のとおりとする
- (4) 議員派遣について
…原田陽子議員、石川義光議員、萩谷俊行議員に決定
- (5) 上菅谷駅北側市有地売却に係る状況の報告について

…執行部より説明あり

(6) ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）及び市独自事業について

…執行部より説明あり

(7) 学校給食への異物混入について

…執行部より説明あり

開会（午前 10 時 01 分）

事務局長 皆さんおはようございます。

本日コロナウイルス対応といたしまして、3密をできるだけ避けるということで机の間隔を空けたり、あとはドアのほうを通路側のドアを開けて開会しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

大分寒くなってまいりました。今日、明日で本定例会も終了するわけですが、ひとつ体調を崩さぬようお願いをしたいなと思っております。

また、執行部におかれましては、本当に連日新型コロナウイルス感染拡大防止等については、格段なご配慮を賜っていることに対しまして敬意を表したいと、こういうふうに思います。引き続きひとつ拡大防止にはご尽力を賜りたい、こういうふうにいるところでございます。

ひとつ今日、明日ですから慎重なるご審議をいただくよう心からお願いを申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまです。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 ご連絡をいたします。

会議は公開しております。傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送をしております。会議内での発言、必ずマスクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願ひたいと思います。

ただいまの出席議員は 15 名であります。欠席議員は小池正夫議員、花島進議員、花島議員が今途中で何か交通事故、いわゆる何かぶつけられたという報告を受けておりますので、若干遅れるだろうと思ひます。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会をいたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

まず最初に、市長からご挨拶をいただきます。

市長 おはようございます。

本日は全員協議会を開催していただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本定例

会中は連日提出させていただきました議案をはじめ各種案件につきまして慎重なるご審議を賜っておりまして、重ねて御礼を申し上げます。

議長のほうからもありましたけれども、新型コロナウイルス、ご承知のように12月に入って1人感染者が出てしまいましたが、その後は皆様のご協力もありまして落ち着いております。ただ、周辺にはポツポツ出ておりますので、引き続き緊張感を持って取り組んでいきたいと考えております。

ご案内のように賀詞交歓会は中止をさせていただきました。いろんなことを考えて今回はやむなしということで判断をいたしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。出初式、成人式につきましては、現在何とか対策を取りながらできないかということで検討を進めております。できればやりたいということで考えておりますが、これも今後の状況次第ということもありますので、また皆様のご理解とご協力を賜れば、そのように考えております。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件として提出いたします議案2件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶にさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、会議事件に入りたいと思っております。

まず最初に、議会運営委員会、萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 それでは、議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告申し上げます。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案の追加について、令和3年第1回定例会会期日程（案）について、請願第3号の取扱いについて、その他の4件であります。

議案の追加についてですが、執行部から議案2件が追加提出されました。明日最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。この後、執行部より追加議案の説明がございます。

次に、第1回定例会の会期日程（案）は別紙のとおり、3月2日から3月19日までの18日間の日程で開催することを決定いたしました。

次に、請願第3号の取扱いについてですが、この件につきましては産業建設常任委員会、大和田委員長より、この後の各常任委員会の委員長報告の中で説明をいただきます。

最後に、その他として議会（本会議）の発言について協議しましたので、この後、事務局より説明させていただきます。

以上ご報告をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、萩谷委員長からの報告が終わりましたが、続いて事務局より補足説明をいたします。

事務局長 それでは、お配りしてあります議会（本会議）の発言についてという資料をちょっ

とご覧いただきたいと思います。

先ほど議会運営委員会の中でもご説明をさせていただきました。これは9月にも同じような内容の資料について配付させていただいたところでございますが、今後那珂市議会としてICTを導入いたしまして、議会のほうもライブ配信をしていこうということでございますので、やはり本会議での発言等については十分にご配慮をお願いしようとするものでございます。

まず、3点挙げておきまして、1つは分かりやすい発言ということでございます。本会議また委員会等も同じなんですけれども、十分に事前に発言内容を確認をいたしまして、丁寧な言葉または分かりやすい内容ということで、市民が議会を視聴しているということを念頭におきまして、発言をお願いしたいというふうに考えております。議会基本条例また地方自治法にもあるんですけれども、議会の品位ということがございます。ここに例として挙げているのは議会基本条例でございますが、その中でもその品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすることということがありますので、この辺を念頭をお願いいたします。

それから、2として、本会議の発言は通告が原則ということでございます。那珂市議会ではほとんど本会議で発言する場合には通告制を取っております。中でも特に一般質問におきましては、その通告の要旨をできるだけ詳細に記載していただくか、また答弁者との十分な答弁調整を実施した上での発言をお願いしたいということでございます。この答弁調整等が十分になされていませんと、議会も途中で休憩であるとか、止まってしまったりしますので、スムーズな議会運営をするためにもこの辺については十分をお願いいたします。

それから、3番、発言のルールを遵守ということで、通告制を取っておりますことに対して、会議規則やその申合せ事項で皆さんが定めたルールが定めてあります。これらも事前に確認の上、十分な準備をお願いした上での発言をお願いしたいということでございます。

特に、以下の3のポチがあるんですけれども、3点についてでございますが、1つは一般質問の通告は10日前までの正午までということでございます。これは申合せの内規にございますが、まれに通告をした後にもう少しこれが質問したいんだけどもと言って追加をお願いしますという方がいらっしゃるんですが、これは基本的に原則できませんのでご注意をお願いいたします。

それから、2つ目のポチとして、一般質問の執行部との調整は定例会開会の前日までに終了すること、これも申合せ事項に明記してあることでございます。開会が始まる前までに必ず一般質問等の答弁調整をお願いしますということでございます。これを前提にいたしまして、執行部では開会の初日に、皆さんからいただいたその答弁の調整をいたします。この答弁の調整で答弁が一部変更するといった場合はまた議員との打合せとか

が発生するかもしれませんが、これについては答弁書の差し替え等で調整をしていただくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、通告外ということで、この通告外もちょっと意味が2つありまして、1つは全然その答弁の調整もしていなくて通告も何もしていないものについての質問、あとは通告してある項目事項の範囲外については原則できないということに会議規則等でもなっておりますので、この辺もご注意をお願ひいたします。このような発言を今後許可してしまうと、本当に際限がなくなってしまうということがございます。スムーズな議会の運営をするためにもご理解とご協力をお願ひしますということでございます。

その裏面については、それに関連した規則等の資料が添付してございますので、ご確認をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長 委員長及び事務局より報告が終わりました。

ただいまの報告について何か確認したいことございますか。

萩谷議員 今、事務局長よりご説明がありました。9月定例会においても注意喚起を促したわけですけれども、今回やはり数名の方が通告外の質問をしたということです。ライブ配信に今後なるということで、なおさらそういうことに注意しながらいかないと、市民の皆様が議員何やっているんだよということも起こり得ると思います。

そして、特に大事だと思っているのは、品位を保持しながら公正で誠実な責任ある行動を取るということが議会基本条例に載っております。こういうことを守りながら、今後とも二度と起きないように、この注意事項を守りながら、皆さんにもう一度注意喚起をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

古川議員 ちょっと確認なんですけれども、この通告ということが事務局長から2つの意味があるということなんです、通告いわゆる通告書というのを出すと思うんですけれども、その通告書にある通告事項の範囲外というのは、確かにこれは問題だと思うんですけれども、通告なしの発言に対する答弁要求、例えば私もたまにしますけれども、ちょっと通告しておりませんが、市長のちょっと所見とかご意見伺いたいという場合もありますよね、実際にある。これ私だけじゃなくて皆さんあると思うんですけれども、そういうのも一切今後は認めないということでしょうか。つまり答弁書、執行部からもらっていないものについては一切できないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

事務局長 おっしゃるとおり原則的には答弁書がない部分については質問はしないことということで、お願ひをしたいと思います。基本的に議会は、本会議のほうは議長が仕切る形になっておりまして、ほとんどその答弁ができておりまして、その答弁書に従って次は誰が答弁、誰が答弁という形になります。答弁書ないとこれどうなのかなということで、

たまにその議会も休憩だとか止まってしまう場合もあるので、調整をした上でできるだけ1行でも2行でもその答弁書があるということが一応前提としてお願いします。そのほうが執行部もやっぱりその答弁の内容を検討する時間もありますし、十分な準備期間を置いて答弁書を作成していただくということは、その答弁をいただくほうの議員の側にとってもそれはメリットがあると思いますので、その辺は原則としてよろしくお願ひしたいと思います。

古川議員 分かりましたが、皆さんそれで大丈夫なんですね、よろしいですか。もうそういう約束ということになりますからね。例えば私がさっきちょっと言いましたけれども、例えば答弁書を頂いていなくてもその後の執行部との調整で、答弁書はもらっていないけれども、一応確認でこれは間違いないです、今の答弁間違いないですねとか、こう念を押しますからとか、そういうことも事前に打合せしていたりするんですけども、今の話だとそういうものも認めないということですか。

事務局長 それは、質問のやり方の問題だと思うんですけども、間違いないですね、念押しですよというのは、それは聞いているほうからすればそれはそうだというふうに分かるかもしれないんですけども、基本そういうのはなるべくないように1回で質問して、それでちゃんと答弁がもらえるように、それはそれでよろしいですよということで相手がうなずくぐらいであればそれは可能かなと思いますけれども、基本的にちょっとあんまりその念押ししてまた答弁求めるのも、やっぱり通告外になってしまうおそれもあるので、なるべくそういうものもないような形でお願ひはしたいと思います。

古川議員 分かりました。それがそれでルールとして、皆さんで決めるのであればそれはそれで構いませんけれども。分かりました、答弁のないものは原則一切受け付けないということですね。確かにそれはそれでルールとしていいんですけども、どうなんでしょう、市民にとってもそういうほうが見やすい、見やすいとか聞きやすいのは分かるんですけども、何となく我々もそうだし、執行部も何かお互い読んでいるだけ、自分の順番が来たらしゃべるだけというのが本当にその活発な議論とか、確かに円滑な議事進行というのは大事なんじゃないかと、その辺はどうなのかなという気もしなくもないですけども、一応個人的な意見としてください。

議長 今の質問とか、それは一般質問に対してですか、一般質問。だから、一般質問に対して通告して答弁書頂くでしょう。頂いた内容、これは質問者は分かりますよね。それに対して、いわゆるそれ以外のことという、そういう意味ですか。今言っている、今質問したことは、通告それから答弁をいただいて打合せをいたしますね。それに対しての関連か何かですか。だから、その関連は、いわゆるその答弁書を頂いているわけですから、事前に、それに対して期間内に再度打合せすればいいんじゃないですか。

古川議員 打合せをしても、その打合せをした答弁書ももらってなければできないということですよ。

議長 もちろんそういうことだよ。

古川議員 そういうことですよ。それで、何か、どうなんでしょうね、こう原稿読みながらのこういうキャッチボール、確かにそのほうがスムーズはスムーズなのはよく分かるんですけども、果たしてどうなのかなという、その見ている傍聴者も何かこうただお互い原稿読んでいるだけなんていうふうに感じないかなって思うんですけども。

議長 言っていることはよく我々も理解はできるんです。ただ、通告していないものに対して、その先をまた再度質問してもおそらく答弁というのは、正確というかはっきりした答弁は執行部でもなかなか部長個人では出せないんじゃないですかね。だから、その辺の一つのこう課題はあると思います。だから、今言ったその答弁書を頂いて、再度協議をして再度質問、再度答弁書を頂きます、2回目のね。それでもどうしてもそれ以上のことといえば、再々度協議すればいいんじゃないですか、期間内であれば。それは可能なんでしょう。事前であれば、いわゆる開会前に再度あるいは再々度担当部署と協議をする、それは可能だと思います。

古川議員 分かりました。じゃそういうことですね。

ただ、これは私さっきも言いましたけれども、私だけじゃなくてほとんどの方がそれをやっている、今までもやっていると思うんで、それが一切できなくなるということで、皆さん了解いただければいいのかなと思います。

笹島議員 これあれ何読み合わせしろというの、執行部と議員は、要するにできたものを。これは議会議員として自由な発言を求められるときに、枠の中にはめちゃうわけでしょう。ある程度自由度がないと、突発的なことがあるとこれはまずいよ、こうやって型にはめちゃ。今みんな納得しているかどうか分からないけれども、議会って、議会議員というのはそんなものでしょう。執行部となれ合いになるよ、こんなことやっていたら。こういうことやっては絶対いけないと思うけれどもね。どうなんだろう、聞いてこれ。

議長 それは一般質問の件、それともそのほかの件。

笹島議員 何でもそうだね。

議長 何でもというのはいかがなものかなと思うけれども、それはなぜ今回このようなことが出てきたかという、通告外の発言が今回はちょっと目立ったというのが一つと、それからお手元に配付してある議会（本会議）の発言についての見出しで、ICTを導入してこれから本会議がこれをライブで発信していくというような観点から、いわゆる事前に打合せをして、いわゆる議会の流れがストップしないようなそういう意味を兼ねた今回のこの先ほど事務局のほうから説明があった、これが基本的なことなんだろうと、私はそういうふうに感じているんですが。これ局長どうなんですか、よくこの辺を説明してください。

事務局長 今、笹島議員が言ったように、その議員の自由な発言を抑制するという意味ではございません。これは本会議については通告制が原則というふうになっているので、議員

はいろんなこと、自由なことを、自由な発想で自由な意見をいろいろおっしゃってほしいと思います。その代わりちゃんとそれを通告した上でやってくださいというのが前提でございますので、発言について制限したり何かという、自由を制限するものではございません。

現在、実際委員会上はその場で自由に発言して、執行部とのやり取りは実施しているところでございますので、本会議等につきましては通告制が前提となっておりますので、その通告する中で自由な意見とか意思を伝えていけばいいのであって、その自由を制限するということではございませんので、その辺ちょっと勘違いなさないようお願いしたいと思います。

笹島議員 ルールは分かります、それは当たり前の話。ただ、ちまちましたそういうこれもやっちゃいけない、何々と言っていると、議員が委縮しちゃう。やっぱりみんな議員の人たちは各地域とか各後援会の人たちとか応援している人たちの代表なんだから、ICTがライブだというのだって、それはそれで結構じゃないですか。それから、議会がストップするかもしれない。やっぱりそういう生きた議会活動していかないと、市民はなれ合いになっているんじゃないかと。執行部ともう最初からできているんじゃないかということ必ず出てくるの、やっぱり。ですから、そういうのもう市民が見れば分かりますから、そういう面でしっかりとしたルールの中で、事務局もそうかもしれないけれども、議会人としてちまちましたその中はもうつくっちゃいけない。ある程度ルールの大きな中で自由にやらせるという形をやっていないと、伸びない議会が、議会人もね。それを私言いたいので、だから。分かります、言っていること。

議長 今回の資料というのは、これはあくまでも一般質問に対してのことですから、そのほかのこの議論、そういうのというのは別に通告とか何かというのはないんですから、これは正々堂々とやっていただくことは、制限はないと、私はそういうふうに思いますけれども。ただ、今いろいろ話が出たのは、これあくまでも一般質問のルール、こういうことで事務局、そして議運の委員長から報告があったのだろうと、私はそういうふうにこう理解をしているんですが、そのほかに何か皆さんご意見ございますか。

武藤議員 以前反問権というのがありまして、よく市長から逆質問されたりするということがあって、ここのところずっとないようなんですけれども、これ反問権とかになるといって、もう全然ノー原稿でお互いやり取りするんですけれども、そういう場合のやり取りなんかはどういうふうな取扱いになるのかなということをちょっと聞いておきます。

議長 反問権の件についてはいかがなんでしょうか、会議規則等については。

事務局長 一応反問権についても、こちらは議会基本条例のほうに多分書いてある部分でございまして、多分通告制がちゃんと機能していればあまり反問権という形にはならないかなとは思いますが、もしその反問がある場合も事前にある程度は内容がやっぱりどうしても議員が言うことが執行部のほうで納得できない、それは違うということであれば、

それは多分通告の中の答弁の中で出てくるのかなという形になると思います。だから、その場での反問というのは基本的にはよっぽどのことでない限りないと思います。もしそういう場合が出てきた場合というのは、一旦休憩していただいて、ちょっと内容を確認した上で実施するということがそのやり方となっていますので、その辺はその都度その場で対応を協議するしかないと思います。

武藤議員 何か以前はよく反問権で中断したり、いろんなことで休憩が入ったりしていますけれども、やっぱり先崎市長になってから反問権という話ちょっと聞いていないもので、そのあたりもいざというときにはどういうふうなやり取りになって、そうなるってこのルール、先ほど述べた一般質問の定義から外れちゃうもので、そのあたりはある程度やっぱり柔軟的に対応はできるんですね、その確認だけしておきます。

事務局長 柔軟には対応するように一応準備はしていきたいと思いますが、以前反問があった場合も私が記憶している分では多分通告がない部分で質問をして、それに対して執行部が答弁したのに対して、執行部がそれで反問したような部分があるかと思いますが、基本は通告制ということなのでその原則は守っていただいて、反問が起きた場合にはその場で確認しながら対応はしていくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

古川議員 私も何度か反問された経験上お話ししますと、質問に対する反問、例えば議員の言っているちょっと質問の趣旨が分からないとか、これはまさしく反問だと私も思いますが、私の経験では私の意見に対して反問、つまり私から言わせればそれは反論じゃないかというものも何回かあったんです。そういうのも当然こちらが言う、発言する意見まで執行部とは調整しませんから、じゃそういう反問は認めないということでよろしいですか。もし反問するんだったらば、それも通告していただかないと。ちょっとこれは難しいと思いますよ。

議長 いろいろ解釈の仕方によっても反問あるいは反論、それぞれの考え方というものもあると思うんですが。これは解釈というのが難しいですね。

事務局長 多分その反問が出てくるというふうな状況の場合は、いろんなことが想定されますので、ちょっとその場で議運とか何かを開いたりなんかしながら対応するしかないと思います。一概にみんな同じような状況で反問が起きるとはちょっと想定はしづらいので、いろんなケースが出てくると思いますので、そのときに対応するしかないと思います。

古川議員 確かに、こういうときはこうってなかなか決められないし、いろんな、どういう反問があるかも分からないんで、事前に通告してくれというのも、それもまた難しいのも分かりますけれども、できれば反問というのがあったときに、例えば一旦議長が止めていただいて、どういう発言なのと、どういう反問なのということ確認していただいて、それが議長が認められるときは反問を許しますと。そのときもこういう反問をしますと、これを、一旦暫時休憩になるんでしょうから、そのときに議員、こういう質問、反問をするよということを一言言っていただければ、こちらもそれに対する準備もできるし、

そういうふうにしていただいたほうがいいのかなと思うんですけども、どうでしょう。
議長 それは、一般質問でのことだろうと思うんですけども、ただやっぱりこう反論と反問
この区別、それと反論というどうしてもやっぱり感情がそこへ加わってくる、こうい
うことも過去にもあったかな。その辺の判断、この辺が非常に問題、課題があるのかな
と、こういうふうに思うわけですが、どうですか、皆さん。各議員の皆さんの考え方。

寺門議員 反問権については、私の記憶では過去反問はありませんね、那珂市議会では、反論
はありましたけれども。だから、それは明確に駄目ですよという話をさせていただかない
と困っちゃうんでね。それは、執行部に対してもそうなんですけれども、今までのやり
取りは反問ではなく反論だというふうに私は感じていました。だから、きちんとそれは
反論、反問は議長のジャッジがこれ必要だと思いますよ。そのニュアンスが違うだどう
だこうじゃないですよ、それは議長の権限でこれは反問です。先ほど古川議員が言わ
れたように、暫時休憩できちんと聞くというのがありますけれども、そこはそういう判
断もあるでしょうし、議長がいやこれは違うでしょうということで明確に言っていただ
いても、それがまさしくその議長の判断だと思うんで、通告するとか、しないとかとい
う話は別で、反問の場合はね。そんな事前に反問なんて分かるわけないんですから。こ
れはあくまでも執行部がその質問者に対して今の質問の趣旨がよく分かりませんとい
うことですから、そこは第三者が聞いていてもそのとおりだろうと、皆さん納得いくと思
うんでね。あとはもう議長のジャッジでいいんじゃないんですかと、私は思いますよ。

議長 ただいまの寺門議員の反問じゃなくて反論だったと、こういうことを今おっしゃいまし
たけれども、議事録では反問になっています、これは。その見方が各議員によって反論、
反問というのは、その人の受け止め方、考え方であって、あくまでも反論、反問とい
うのはやはりこれは幅広い、いわゆるその人の各自の判断、こういうこともあり得ると思
うんですよ。ただいま言ったように、過去にこういうことがなかったというけれども、
実際にはありました。反問ということで当時の議長は反問を認めているわけですよ、あ
れ、議事録では。ただ、各議員の判断というのは、各自違うというのはそこにあると思
うんですよ。

ですから、一概にあれは反問だった、反論だった、これは難しい判断だろうと、私はそ
ういうふうに思っているところなんですけど、あくまでも記録に残っているものから言え
ば、反問だったんですね。ですから、その辺については今後どうするか、それは今議長
の判断というようなこと今お聞きしました。この辺の判断というのが、非常に議長職と
しても難しい判断になっていくのかな。もうちょっとその辺を皆さんと各議員と見つめ
直すことも余地があるのかな、こういうふうに思うわけですが、これは一つの今後の課
題として、議会運営委員長、ひとつそういう場を再度検討していただきたいなど、私は
そういうふうに思うんですけど、皆さんいかがですか。

君嶋議員 以前にも今議長が言ったように反論、反問ということがあって、以前話し合ったと

きには、議長がその方に確認をする、反論ですか、反問ですかというのを確認した上で話をするというような話も実際取決めしたような感じが、私の記憶ではあるんですけども、最終的には議長の判断でということでそのときはお願いしたような経緯があると思います。これこの後の課題ですから、その辺についてはそういう進め方についても検討していただければと思います。

以上です。

議長 この反論ということは、質問に対して反論、そういうふうを受け止めるのか、反論なのか、個人的なことであれば反論、公のことで質問をしているわけですから、個人的なことで質問をしているわけじゃないんですから、その辺というのが、いわゆる内容によっても違うと思いますが、その辺の判断、ここに行くのと違いますかね。

笹島議員 反問権を使うって必ずその執行部のほうは、前もそうだったよね、反問権を使いますというふうに言ってから議長が許可して、はい、これから反問をいたしますということですよ。反論といえばもう通常のあれで出ていますから、必ず議長の許可を得て反問権を使っていますよね、前もそうだったよね。そういうふうにやっていますから、もう分かっていますから、必ずそれは議長が今言っていた執行部のほうに反問権使いますか、はい、使わせてくださいと言って、許可しますというので始まるよね。ですから、反論と反問は、反論はもう日常茶飯事で出ていますから。

議長 議会の場合は、反論はあまり認めるわけにはいかないわね、これは。

笹島議員 それは自由にやればいいことであって。

議長 だから、それは今言っているように確認をして、そうすると必ず反論じゃなくて反問という、反問であれば認めなくちゃならない。

笹島議員 それは、議長がやればいいんだよ。

議長 そうです。

笹島議員 そういうふうになればいいんです、だから。難しい問題じゃない、これは。

議長 ただ、個人的なことで質問をした場合、その場合には答弁者のほうは再度確認すれば反問と言ってきますよ。この辺の、これ過去にあったのは皆さん当時の議員は記憶にあると思います。よく考えてみてください、その辺を、当時のことを。

寺門議員 その反問と反論については、それは確かに反問でしますということで、議長の許可をもらって聞きますよね。あと聞いて内容が違う、質問の趣旨を聞いているのじゃないということであれば、もう却下していただければいいと思うんですけども、それだけの話じゃないですか。そんな難しく考えることないと思うんですけども。それ以上のものでもないし、それ以下のものでもないでしょうし、そこはきちんとジャッジをしないとまずいと思います。それがだらだら続いちゃうと、認めたということになっちゃうんで。

議長 当然ですね。

寺門議員 私はそういうふうに思いますよ。

議長 当時は、議長は反問ですかということを宣言して、そうですと、反問ですということで許可を与えて今までやってきましたよね。反論ですかということは、当時の議長は言ったことはないと思います。

寺門議員 反論ですかという質問ないですよ。ただ、内容はやはりジャッジはしなきゃいけないと思いますよ。

議長 それは聞いてから。

寺門議員 そうです。

議長 聞いてからの判断ですから。

寺門議員 だから、私が言っているのは、その聞いてからの話なんですね。

議長 その辺が難しいところなんです。

寺門議員 聞いてからの話がいずれも過去の場合は、全て反論になっていましたよということですよ。それは、もうきちんとジャッジ上はやめてくださいねで終わりでいいと思います。

議長 それは、先ほど言ったように、17名の議員の、あるいは執行部の皆さんの判断ですから、一概に反論だと決めつけるというものなかなかこれは問題があるんじゃないかな。その各議員の判断ですから、これは。いやこれは反問だった、反論だった、これは非常に難しいと思うんですよ。

寺門議員 それはジャッジの問題だからね。ジャッジしていただければ結構だと思いますよ。

議長 これは一つの今後の課題。

古川議員 私先ほど言ったのは、発言する前に確認していただいたほうがいいんじゃないかと言ったんです。つまり、反問ですかって聞きますよね、反論であっても反問ですと言われれば許可しますよね。聞いてみたらそれ反論じゃないかって、それ議事録載っちゃうわけですよ。じゃなくて、やっぱり反問権を行使したいと言ったときには、一回休憩してそこで、議長が、どういう質問という、それじゃ確かに反問だねと、では許可をしますと再開すれば、そういう問題にはならないんじゃないんですかね。だから、議長が当然公正な立場でそれはご判断されるわけですから、発言させてからそれが、ああ今のは反論だというのはちょっとこれは問題あるし、議事録にも載っちゃってと思うんですけども。

議長 一般質問の場合というのは、あくまでも公に関することに関して質問をするわけでしょう。それに対して反問、反論というのは、これは個人的なものと違うんですかね、反論というのは。その辺の見極め、これは先ほど言っているように議長判断ということでしょう。だけど、それはあくまでも反論か反問かというのは、言葉に出してその後の判断になってくるわけですよ。当然こっちは反問ですよと、相手が言えば認めます。認めたその内容によって……

(「だから認める前にその内容を聞いてください、議長」と呼ぶ声あり)

議長 聞くということは、一回休憩して。例えば、休憩して内容を聞いて、そのとおりに聞いたとおりにその反問を言ってくれればいいんですけども、これまた難しいよね。そこにはいわゆる感情が絡んでくる、こういうこともあるわけですよ。それは、これから議運としてあるいは全議員としての全協、あるいはそういう場で再度皆さんと議論を重ねていい方向に結びつくようなことでいかがですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

小泉議員 すみません、反問ではないんですけども、これ私の一つの希望として、私も職員時代からずっと那珂市しか知らなかったの、那珂市のやり方がスタンダードだと思っていたんですが、通告制といってもいろいろあります。最初の質問だけ執行部に伝えて、一切答えをもらわないという議会もありますし、やっぱり通告といってもいろいろあると思うんですね。

私は、やはり完全にやり取りが出来上がっているよりは、ある程度自由裁量でやったほうが執行部も議員も勉強になるというふうに思っています。これは、今のルールはこれで結構です。急に変わるわけにもいかないと思いますし、そこを変えてしまうとすごく大変だとは思いますが、ぜひ議運の中では今後に向けて、特にこのライブ配信になると多分そういった生きたやり取りを市民は見たいのかなというふうに私思うところありますので、ぜひその部分の検討というのは今後も続けていただきたいという要望でお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ただいま花島議員が出席をいたしました。報告は受けておりますが、けがはございましたか。

花島議員 大丈夫です。

けがはありません。車も動く、ようやく動くというんじゃなくてしっかり動きます。相手もけがはないです。後で報告します。

議長 暮れも押し迫ってきましたものですから、交通事故にも皆さんひとつ注意をしていただきたいと思います。

ほかにないようですので、ただいまの委員長の報告のとおり決定をしてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、そのように決定をしたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。執行部の入替えをお願いをいたします。

休憩 (午前 10 時 47 分)

再開 (午前 10 時 48 分)

議長 再開をいたします。

続きまして、追加議案等についてを議題といたします。

議案第 87 号 物品売買契約の締結について、執行部から説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。ほか 1 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

議案の説明に入ります前に、先週発生いたしました学校給食への異物混入につきまして、議員の皆様にご多大なご心配をおかけしておりますことおわび申し上げます。大変申し訳ありません。この件につきましては、後ほどお時間を頂戴し、ご報告させていただきたいと思っております。

それでは、追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 87 号 物品売買契約の締結について。

下記のとおり物品売買契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、令和 2 年度小中学校学習用タブレット購入。
- 2、契約の方法、随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）。
- 3、契約の金額、2 億 3,874 万 1,360 円。
- 4、契約の相手方、茨城県水戸市元吉田町 1194 番地 23、日興通信株式会社水戸支店、支店長、森田一也。

提案理由でございます。国の G I G A スクール構想に基づき、市内小中学校に整備する学習用タブレット端末の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

2 ページをお願いいたします。

説明資料でございます。

1 番、物品の概要でございます。

(1) 学習用タブレット端末でございます。i P a d の第 8 世代、これは最新の機種となっております。10.2 インチ画面で、重さ 490 グラムとなっております。

(2) 端末管理ツールでございます。これは、アプリ、ネットワーク、セキュリティーなどの設定や制限を行う機能でございます。SNS やゲーム、児童生徒自身によるアプリのインストールの制御機能や紛失または盗難などの場合の制御機能などを持つものでございます。

(3) 附属品としまして、キーボードケースとタッチペンでございます。キーボードケースにつきましては、キーボードが一体となったものでございまして、耐落下性能や耐水機能などを持ったケースとなっております。

(4) 保証でございますが、3 年間の引取り対応での保証となっております。国の標準仕様書では 1 年となっておりますが、今回の共同調達での仕様によりまして 3 年間とし

まして、さらに物損保証もついておりまして、今回の共同調達でのスケールメリットの部分でございます。

2、納品場所でございます。市内小学校9校及び中学校5校、市内全部の小・中学校でございます。

3、数量でございます。学校ごとの台数はこちら一覧に記載しておりますとおりでございますが、合計で4,264台でございます。

4、納期限でございます。令和3年3月31日となっております。事業者のスケジュール案によりまして、1月の下旬から3月の上旬を想定しているところでございます。

5、契約の方法でございますが、県の公募型プロポーザルによる共同調達に参加しての随意契約となっております。

6、公募型プロポーザルの概要でございます。令和2年10月27日に、県においてプロポーザル実施についての公告をしております。令和2年11月20日には、県庁におきまして応募事業者のプレゼンテーションを実施いたしました。応募事業者は2社ございましたが、うち1社はプレゼンテーションを辞退しております。理由は、納入期限までの納品について見通しが不透明であるためと聞いております。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

何かお聞きしたいことございますか。

花島議員 端末管理ツールとしてアプリ、ネットワーク、セキュリティーなどの設定や制限ということですが、これは一体どこに係るのかという、何言いたいのかといいますと、要するにアプリケーションとかネットワークとかセキュリティーなどの制約をするツールを入れるのか、それともアプリを含む何かなのかという質問です。

学校教育課長 各端末へのアプリの設定なども一括でできるものでありまして、なおかつ児童生徒がアプリなどを自分でインストールするようなことも制限できるというようなものを持ったものでございます。

以上です。

花島議員 ということは、アプリは今回多くのアプリは入っていないということで、今後運用する場合には何か有料なアプリケーションが必要というふうに考えていいんですか。

学校教育課長 学習に必要なものとしましては、このほかに学習支援のソフトですとか、あるいはドリルソフト、また有害サイトへのアクセスなどをブロックするようなフィルタリングなどを別途調達というか契約する予定をしております。

以上です。

古川議員 ちょっと確認です。今回の契約は、応募者が2社あったが、1社は納入期間に合わないからプレゼンを辞退したと、ということは自動的にこの日興通信株式会社、この業者に自動的にってしまったということなんですね。ということは、県内の自治体

で共同調達をされた自治体は、全部この業者と契約をすることになったということなんですか。

学校教育課長 今回那珂市のほうは、このiPadのほうで希望を出しております、同じ仕様でこの日にプロポーザルをやったところの市町村は、笠間市と那珂市がこのiPadの同じ仕様で行っております。そのほか同じ日にはWindowsの端末とGoogle Chromeの端末ということで、希望のOSがそれぞれの市町村で違いますので、違うプロポーザルを同じ日にやっておりますので、そちらは別業者あるいは、同じこの業者が応募してその業者になった可能性もありますが、プロポーザルとしては別で、そういう形で行っております。

以上です。

小泉議員 これ2億3,000万円は全額国の補助というか国からの交付金で賄えるんですけど。たしか単価4万5,000円ぐらいまでだったと思うんですけども、これだと多分計算すると5万円ちょっとになると思うんですけども、その差額というのは一般財源で出すということですかね。

学校教育課長 おっしゃるとおり補助額のほうは1台当たり4万5,000円ということで、さらにその上乗せになるような各市町村で入れるソフトとか、そういったものは補助の対象にはなってございません。今回の那珂市のほうは4,264台でございますが、その全部が掛ける4万5,000円に入るわけでもございません。3分の1、3人に1人の台数というのは、地方交付税の中で組み込んであるから、そこは市町村で整備しなさいよというようなもので含まれているものですから、それ以外の3分の2台分が4万5,000円の補助対象になるということになります。

なお、今年度の新型コロナウイルスの臨時交付金のほうでもその補助対象以外の分で見れるところがございますので、そちらのほうも活用してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

小泉議員 分かりました。

あともう一つ、心配なのがこれ納品時の約束事なんですけれども、ただその台数を学校に納品では学校の先生がすごく設定等大変だと思うんですね。その辺の設定作業というのもこれ業者のこの売買契約の中に含まれているんでしょうか。

学校教育課長 こちらの契約の中では、設定費用は含まれておりませんので、各市町村のほうで別途初期設定のほうはする必要がございます。そこもこちらの業者のほうにお願いするほうが合理的だというふうには考えておりますので、そちらは別途契約のほうをする必要がございます。

以上です。

小泉議員 設定は別途またこれにプラス費用がかかるという認識で大丈夫なんですか。

学校教育課長 そのとおりです。

小泉議員 あと、これタブレットのセキュリティーというか保守のほうはこれどのようになっていますでしょうか。

学校教育課長 基本的にこちらの日興通信株式会社のほうが一つの窓口になって対応することになっておりますので、そちらのほうで保守のほうも対応してまいりたいと思います。

小泉議員 学校の先生方、多分設定とか保守とかすごく大変なことになると思いますので、その辺は現場の先生方に負担のかからないように、教育委員会のほうできちっと予算取っていただいて、設定とか保守については業者は分かりませんが、きちっと予算取っていただいて対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

花島議員 小泉議員の意見に半分は賛成なんですけれども、一方でそういうことが分かる教員もつくっていかないと業者の言いなりで振り回されるということもありますので、その点ご配慮今後お願いします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結をいたします。

暫時休憩をいたします。

入替えをお願いします。

休憩（午前 11 時 00 分）

再開（午前 11 時 01 分）

議長 再開をいたします。

続きまして、議案第 88 号 人権擁護委員の推薦について。

この件については人事案件になりますので、プライバシーに配慮の上、審議をお願いをいたします。

それでは、執行部から説明を求めます。

市長 全員協議会資料の 1 ページをお開き願います。

人権擁護委員の萩野谷光正氏が令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了を迎えるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。萩野谷様の住所、生年月日、略歴につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何かお聞きしたいことございますか。

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終結をいたします。

暫時休憩をいたします。再開を 11 時 15 分といたします。

休憩（午前 11 時 02 分）

再開（午前 11 時 13 分）

議長 再開をいたします。

続いて、各常任委員会の委員長報告を行います。

まず最初に、総務生活常任委員会、勝村委員長から報告を願います。

勝村議員 総務生活常任委員会より報告いたします。

今回執行部から広報紙のリニューアルについて、ほか8件の報告を受けております。

初めに、広報紙のリニューアルについてです。

現在、情報発信の一つとして広報紙の「広報なか」と「広報なかおしらせ版」を発行しているものをリニューアルし、令和3年4月から新生「広報なか」としてフルカラーで月2回発行するとの報告がありました。ページ数の固定化などでコストを削減し、QRコードを用いてホームページとの連携を図るとのことです。

委員からは、ページの固定化は何ページで、記事の調整はどのようにやっていくのかとの質問があり、執行部からは印刷コストを削減できる16ページを考えており、また記事の調整については月2回の発行の中で調整していくとのことでした。

次に、申請等の性別記載欄の見直し及びいばらきパートナーシップ宣誓制度の適用についてです。

こちらは、茨城県が昨年7月から性的マイノリティーの方の生活上の困難の解消と理解増進を図ることを目的に、都道府県で初めてとなるいばらきパートナーシップ宣誓制度を開始したことに伴い、県から県内各市町村に対して性的マイノリティーの不当な差別的取扱いの解消についての依頼があったことから、本市において決定した方針について報告がありました。性別記載欄が必要でないものは性別記載欄を削除し、性別記載欄が必要なものについては単に男、女の二択だけでなく、自由記述や回答したくないなど記載の選択肢を増やすなどの対応を検討していくとのことでした。

委員からは、どのくらいの申請が変わるのかとの質問があり、執行部からは調査により回答のあった約280種類のうち削除できるものは129件、削除が難しいものが151件あり、削除が難しい主なものは国で定められた様式などであるとのことでした。

次に、那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あるまちづくり検討委員会の設置についてです。

こちらは、那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくりの実現に向け、諸課題を整理し、その方針について協議及び検討するため検討委員会を設置したとの報告がありました。11月に第1回検討委員会を開催し、来年1月、2月に開催予定の検討委員会においてまちづくり方針等の検討を行い、3月に検討結果を議会に報告するとのことでした。

委員からは、現在「広報なか」で行っているアンケートの集計結果は、市民にお知らせ

するののかとの質問があり、執行部からは検討委員会には結果を報告するが、市民にどのようにお知らせするかは今後検討していきたいとのことでした。

次に、令和3年度に向けた行政組織機構の見直しについてです。

こちらは、「可能性への挑戦－那珂ビジョン－」の重点施策を確実に推進するため、令和3年度行政組織機構の見直しの基本方針により、管財課の新設、建築課の廃止、都市計画課の業務見直しなど7つの項目について実施するとの報告がありました。

委員からは、財政課の企画部への移管について、政策企画課は現状や将来性を見据えた施策を考える、車でいうとアクセルの役割であり、財政課は事業を精査して予算を抑えるブレーキの役割だと考えるので、この2つが同じ部にあるのをどう考えているのかとの質問があり、執行部からは企画部門と財政部門が独立していると施策決定まで時間を費やすため、これを解消する目的と政策立案の立場からも現在の厳しい財源ということを意識してもらうため、同じ部長の下において迅速かつ効率的に政策課題を進めていきたい。また、市の重要案件を決定するのは企画部長1人だけでなく、政策幹部会議あるいは庁議等で重要案件が決定していくため、今までと変わらないとのことでした。

次に、上菅谷駅北側市有地売却に係る状況の報告についてです。

こちらは、医療法人社団青燈会への売却に際し実施した土壌調査の結果、対象地の一部から土壌汚染対策法における基準不適合となる鉛の成分が検出されたので、状況及び今後の対応について報告がありました。土壌汚染対策法に準拠した調査を行った結果、5つの地点の地表2メートルから4メートルの深度から基準不適合となった鉛成分が検出されたとのことでした。今後の対応として、来年5月から10月に基準不適合土壌の撤去作業を行い、12月に医療法人社団青燈会との土地売買契約手続を完了する予定とのことでした。

委員からは、土地の売払い費用1億4,500万円に対し、撤去作業が1億7,000万円では、市が差額の2,500万円を出さなければならないのかとの質問があり、執行部からは見積り上の金額になるが、病院が建設されると将来にわたり税収があるということも考え判断をしたとのことでした。

このほか、各委員から多くの質問がありましたので、この後、執行部から全議員に説明していただくことにしております。

次に、市税等納付に係るスマートフォン収納の導入についてです。

こちらは、納付者がスマートフォンアプリを利用し、納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで、銀行やコンビニ等に出かけることなく、市税等の支払いができるサービスを導入するとの報告がありました。開始時期は来年の4月1日を予定しておりますが、水道料金についてはシステムの移行時期に合わせて2月1日から先行して開始するとのことでした。

委員からは、基本的には銀行口座から支払うのではなく電子マネーでの支払いになるの

かとの質問があり、執行部からそのとおりですとのことでした。

次に、那珂市災害廃棄物処理計画（案）の策定についてです。

こちらは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法に基づき地方公共団体が作成するもので、このたび那珂市災害廃棄物処理計画（案）を作成したとのことと報告がありました。この計画は、災害により生じた廃棄物について適正な処理と再生利用を確保した上で円滑かつ迅速にこれを処理するため、平時の備えから災害発生時の対応までの災害廃棄物の対策を実施、強化するための必要な事項を整理するとのことでした。

委員からは、災害廃棄物の仮置場が市の北西部の3か所にしかないが、神崎地区や額田地区など東部には仮置場ができないのかとの質問があり、執行部からは随時見直しをかけていくとのことでした。

次に、那珂市防災行政無線のデジタル化に伴う時報の放送時刻変更についてです。

現在、那珂市防災行政無線において、試験放送を兼ねた時報のメロディーを1日3回放送していますが、旧那珂町エリアと旧瓜連町エリアでは放送時刻が異なっているため、令和3年4月1日より防災無線デジタル化に合わせて時報を午前8時、正午、午後5時に変更するとともにメロディーを変更するとのことでした。

委員からは、瓜連地区が午前6時から午前8時になることに意見があったかとの質問があり、執行部からは市外からの転入者などから今の午前6時という時間が早過ぎるという意見があったとのことでした。

最後に、那珂市国土強靱化地域計画（案）の策定についてです。

こちらは、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法第13条に基づき定めるものです。この計画は、地域を強靱化する上での目標や、最悪の事態の設定、脆弱性の分析、評価を踏まえリスクへの対応方策の検討を行い、国土強靱化に関する施策の推進を図るためのものです。

委員からは、防災アプリの供用開始とあるが、市のLINEやSNSなどからの情報発信ではいけないのかとの質問があり、執行部からは防災に特化したアプリの運用を考えており、防災無線のほかに情報を伝える手段としたいとのこととございました。

以上報告いたします。

議長 委員長からの報告が終了いたしました。

確認したいことはございますか。

寺門議員 2ページの令和3年度に向けた行政組織機構の見直しについて、この中で（4）番、財政課の企画部への移管、これの件なんですが、基本、財政及び財務というのは通常企画部とは別の組織形態、民間の企業なんかではなっておりまして、あえて別のものを一緒にするというのは、その政策立案と調整機能を財政課が持つんだ、強化するんだよというお話だと思うんですけども、これだと政策企画課はどちらかといえばアクセル、政策企画部門に入るということはブレーキが利かなくなると思うんですね、同じ指揮命令

系統の中で部長1人だと思いますから。これではちょっとその政策立案機能、調整機能強化にはならないんじゃないかというふうに思うんですけども、これで本当にいっちゃうのかということで、その反対意見がなかったかということと、この見直しは私は賛成できないんですけども、その申入れというのはされたのかどうか。もう一度、このままいくということじゃなくて、別組織で財政課は置いて、やはり監視機能も併せ持つ、これが本来の役目ですから、しなきゃいけないなというふうに思いますんで、その辺はいかがでしたか。

勝村議員 確かに寺門議員言うように、そのような意見がたくさん出ました。財政課のブレーキ、抑制力がなくなるのではないかということがございましたが、市の重要案件これを政策課題そういったものをスピード感を持ってやっていきたいということで、同じ部の中でやっていきたいということでありました。そういうことでスピード感を持ってやるために一緒にするんだということでありましたので、了解といたしました。

寺門議員 ということは、これでいきますよということで了承はしたという形にはなるんでしょうけれども、再度総務生活常任委員会のほうからもう一度その政策立案と調整機能の強化であれば、やはりこれは人の問題なので組織ではないはずなんですよね。だから、組織じゃなくて人をやはり強化しなきゃいけないと思うんですよ。この組織だけ変えても全然その意味がないようなと私は思うんで、再度その提言をしていただけたらなというふうに思います。人を強化していただきたいということで。

以上です。

花島議員 私も寺門議員と同じような考えを持っています。企画部というのは、企画といっても全体のコントロールをしているというよりはどっちかという新しい事業とか新しいイベントとかが中心になっちゃうと思うんですよね。でも、那珂市のやらなきゃならないことというのは、ベースに淡々とやらなきゃならない部分があって、下手するところやって組織するときっちり淡々とやらなきゃならない部分とその財政調整の部分ですね、イベント的に何かやることとがバランスが崩れるおそれがあると思います。ですから慎重に、正面切って反対とまで言わないですが、こういう組織変更というのは慎重にお願いしたいという意見を持っています。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、委員長の報告についてこのようにしたいと思います。

続いて、産業建設常任委員会、大和田委員長から報告を願います。

大和田議員 産業建設常任委員会からご報告をいたします。

12月7日の産業建設常任委員会で下水道課及び都市計画課から報告を受けました。

まず、下水道課から合併処理浄化槽補助見直しについて報告がありましたので、ご報告いたします。

現在の合併処理浄化槽の補助の状況ですが、単独処理浄化槽及びくみ取槽からの転換に係る設置費用の4割相当を補助する「合併処理浄化槽設置費補助」、単独処理浄化槽撤去に係る費用相当額を補助する「単独処理槽撤去費補助」、単独処理浄化槽を撤去した場合のみ適用される「宅内配管工事費補助」が実施されております。

今回の見直しにより新設する独自補助の内容ですが、まず「宅内配管工事費補助単独」20万円です。国の制度では単独処理浄化槽の撤去が条件となっていますが、くみ取槽からの転換の方と敷地内の事情により単独槽の撤去ができない方を対象に補助を拡充するとのことです。

次に、「敷地内処理装置設置費補助」5万円です。合併処理浄化槽の放流においては、道路側溝のない地域と不均衡が生じていることから、合併処理浄化槽への転換の場合、敷地内処理装置の設置が必要な方を対象に宅内配管工事費補助に上乘せするとのことです。

今後の汚水処理人口普及率について、公共下水道事業認可期間である令和5年度末には90%、現在の公共下水道事業認可区域の整備が終わる時期には92%を超えることを目標としており、この目標達成には単独処理浄化槽やくみ取槽からの転換が毎年90基必要となることから、令和3年度における転換補助の予算として現行制度の「単独処理浄化槽からの転換」60基分、新設補助の「くみ取槽、単独処理浄化槽未撤去からの転換」30基分、合わせて90基分を計上し、「敷地内処理装置設置補助」については60基分を計上するとのことです。

今後のスケジュールですが、令和3年1月から2月にかけて住民説明会を開催し、3月の議会定例会において予算を上程し、補助金要綱の改正を行うとともに下水道未計画区域の市民を対象に補助制度周知のダイレクトメールを送付する予定とのことです。

委員からは、今後転換が必要になる浄化槽の基数はどのくらいあるのか質問があり、令和8年度末までの目標数値92%以上を達成するには、単独槽またはくみ取槽からの転換が540基必要になるとの答弁がありました。

また、今回の市独自補助はいつまでを目安にしているのか質問があり、令和8年度までは予算を確保できると考えているとのことでした。

また、処理水の放流先の確保の問題については、雨水の排水も含め、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいとの意見が出されました。

続きまして、公共下水道全体計画見直しについて報告がありましたので、ご報告いたします。

公共下水道の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化してきており、より効率的な公共下水道の整備の在り方を検討することが必要となっているため、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定した上で、公共下水道全体計画の見直しを行うものです。なお、公共下水道の整備には多額の事業費と期間を要することから、全体計画見直し後の将来的に整

備を行う地区においても暫定的に合併処理浄化槽への転換を推進していくとのことです。

公共下水道全体計画の見直しの方針として、令和8年度末を目途にした短期的なスパンでは、事業認可区域の早期整備を図ることとし、令和9年度以降15年から20年後の中長期的なスパンとしては地域ニーズ、地域特性を総合的に勘案した上で区域を縮小し、公共下水道の概成を目指すとのことです。

公共下水道全体計画見直し（案）の策定に当たっては、見直し方針の下、3つのステップで検討を進めてきたとのことです。ステップ1は、「全体計画、事業認可区域の検証」として既整備区域について検証を行い、ステップ2、「公共下水道または合併処理浄化槽の地区の評価・判定」として国が示す策定マニュアルと県のガイドラインに沿って人口動態、世帯数、浄化槽分布などの基礎調査を実施し、検討単位区域を設定した上で、集合処理か個別処理かを判定し、公共下水道による区域か、合併処理浄化槽による区域かを設定したとのことです。最後にステップ3では、「将来土地利用の動向」を加味し、関連計画や開発計画、市街地から1キロメートル圏内等の区域を追加したとのことです。この結果、現行の全体計画面積3257.8ヘクタールに対し、全体計画見直し後の面積は2816.9ヘクタールとなり、440.9ヘクタールの縮小となるとのことです。

今後のスケジュールですが、令和3年1月から2月にかけて住民説明会を開催し、2月下旬に下水道事業審議会へ諮問し、3月に庁議へ付議するとともに、産業建設常任委員会へ下水道事業審議会の答申について報告を行う予定とのことです。

委員からは、9月定例会のときの報告から変わったポイントについて確認があり、将来の土地利用について関連計画、開発計画また市街地から1キロメートル圏内等を考慮した部分において、前回の内容から変更となったとの答弁がありました。

また、現在那珂市の下水道の普及率は54.2%ですが、見直し後の計画が全て終わった段階では何パーセントを目指しているのかと質問があり、公共下水道の整備人口については4万1,800人としており、今年4月の人口ベースでは70%台後半から80%ぐらいになるとの答弁がありました。

続きまして、都市計画課から那珂市立地適正化計画策定の進捗状況について報告がありましたので、ご報告いたします。

まず、計画の概要と策定の趣旨ですが、人口の急激な減少と高齢化を背景として市町村が定める都市計画マスタープランにコンパクトシティを位置づけている都市計画が増えていることから、約20年後の将来像を策定し、居住機能や生活サービス機能を長期的な視点で緩やかに誘導することでコンパクトなまちづくりを目指すものです。平成27年3月に策定された那珂市都市計画マスタープランでは、コンパクトなまちづくりの将来像が示されていることから、居住や生活利便施設の集約化、移動利便性の確保等に向けた具体的な方向性や施策を示すことが必要となっており、災害に強いまちづくりに向けた取組の強化も求められていることから、これからの都市の基本的な在り方を踏まえつつ、

将来に向けて持続可能で魅力あるまちを目指すため、本計画を策定することです。

次に、計画の位置づけですが、市町村の基本構想、都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村が定める都市計画マスタープランの一部とみなされる計画であることから、方針の整合を図りながら人口減少、高齢化への対応、都市計画と都市機能との連携、公共施設との整合・既存インフラの活用などについてどのように取り組んでいくのか検討を進めていくことです。

計画の目標年次と策定期間ですが、計画期間は 2040 年までで、おおむね 5 年ごとに調査、分析、評価を実施することとなっており、今年度から令和 3 年度の 2 か年で策定していくことです。

策定体制については、事務局である都市計画課と今回設置した庁内の関係各課で組織する検討委員会において、交通、医療、福祉、子育て、まちづくり、商業などの課題を整理し、計画案を作成することです。

また、専門家による有識者会議を設置し検討・協議を行い、その後、都市計画審議会、パブリックコメント、住民説明会を経て計画を策定することです。

今後のスケジュール及び進捗状況についてですが、今年度は現時点で検討委員会を 3 回実施し、現状を整理した上で課題の分析を行っており、その後、有識者会議において意見をいただいていること、その意見を参考に今後まちづくり方針や誘導方針の検討を行っていくことです。来年度については、誘導区域の検討を行い、計画の素案を作成し、住民説明会、パブリックコメントを経て、都市計画審議会に付議する予定であることです。

委員からは、コンパクトシティの有効性は限られており、災害時においても周辺に分散していれば大規模な機能不全となる確率は減るため、単純に利便性だけを考えた計画には賛同できないとの意見がありました。

また、計画期間の 2040 年には 7,000 人の人口減少が起こるとされており、人口減少対策を最優先とした計画としてほしいとの意見がありました。

最後に、本委員会の付託事件である請願第 3 号 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改正」の慎重審議を求める意見書提出を求める請願の審査状況についてご報告いたします。

この請願第 3 号は、9 月定例会において改正の内容について調査をした上で判断すべきとの理由から継続審査となり、閉会中に常陸農業協同組合と市内農業者との懇談を実施し、種苗法改正に対する意見を伺った後、改めて審議を行い、意見書の内容について精査した上で判断すべきとの理由から、再び継続審査となっていた案件です。

審査においては、請願内容についておおむね賛成であるとの意見が出されておりましたが、国会において種苗法改正案が審議され、12 月 2 日に法案が可決・成立しており、意見書で求める慎重審議の時期を既に逸してしまったことから、請願者の思いを酌みながらも意見書の提出はせず、この請願については趣旨採択とすべきとの意見が出され、採

決を行った結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定いたしました。この件については、この後、事務局から補足説明がございます。

以上ご報告いたします。

議長 大和田委員長の報告が終わりましたが、事務局より補足説明がございます。

次長 それでは、ただいま大和田委員長からありましたように請願第3号につきまして、委員会で趣旨採択という結果が出ました。那珂市議会ではこれまで行っていなかった請願の処理の仕方になりますので、この件の取扱いにつきまして補足説明をさせていただきます。

まず、趣旨採択とはどのようなものかということになりますが、本日お配りしております1枚の資料で、請願における趣旨採択についてというものをご覧いただきたいと思っております。

(1) 番、趣旨採択とはいうところでございます。請願に対する議会の意思は本来採択または不採択のいずれかしかありませんが、請願の願意については理解できるものの実現可能性の面で問題があるような場合に、請願の趣旨には賛成であるという意味で行う決定方法で、あくまでも便宜的な処理方法となります。

通常請願は委員会に付託され審議が行われまして、その結果が本会議で委員長から報告されます。その結果というのは、会議規則上採択すべきものとするか不採択とすべきものとするか、この2つしかございません。会議規則については資料の中ほど、那珂市会議規則の第143条にあるとおりでございます。ただし、請願の趣旨には賛同するものものを採択するには問題があるような場合、または、かといって不採択にするのも忍びないというような場合に、つまり今回の請願でいいますと種苗法改正に当たってはいろいろな問題があるので、国に対して慎重審議を求める意見書を出してほしいというものだったんですけれども、委員会のほうで継続審査をしている間に種苗法の改正法案が国会で可決・成立してしましまして、議会として意見書を提出することが現実的ではない状況になってしまいましたので、趣旨採択という形を取って請願者の訴えに理解を示した上で、国への意見書は提出しないという取扱いを今回しようとするものでございます。

これは、実際にほかの議会でも取られている手法になりまして、趣旨採択のほかにも請願者が求めている何項目かの事項のうち賛同できる一部の項目だけを採択する一部採択という方法も会議規則にはない便宜上の取扱いとして行われているところでございます。

そこで、今回の趣旨採択につきまして、明日の本会議での採決方法についてご説明いたします。

資料の(2)番になります。本会議での採決方法というところでございます。明日、本会議の中で請願第3号が議題になりまして、常任委員長から委員会の審議の結果、趣旨採択としたという報告がございます。その後、委員長報告を踏まえ、請願を趣旨採択することについて議長のほうから可否を諮る流れとなっております。こちらは、趣旨採択

は請願に対する一種の修正案とみなされるために、原案よりも先に諮るということでございまして、議会で例えば議案の修正案などが出た場合でもまず修正案を諮らないと修正案を出した意味がなくなってしまうので、修正案を先に諮るという流れに沿ったものでございます。その後、それが可決された場合は、議決結果として趣旨採択が確定いたします。趣旨採択について否決された場合、請願の原案について採択とするか不採択とするかをもう一度諮り直すという流れになります。

繰り返しでございますけれども、明日の本会議で議長の進行としましては、委員長の報告は趣旨採択とすべきものと前置きした上で、請願第3号を趣旨採択とすることに賛成かどうかをお諮りいたしますので、採決についてどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長 大和田委員長並びに事務局から補足説明がありました。

何か確認したいことございますか。

寺門議員 合併処理浄化槽の見直しですけれども、住民説明会が1月から2月の間、それと同じように公共下水道見直しについても1月から2月の間に説明をやりますよということなんですが、これは具体的に地区別の日程は多分委員会では話されているかと思うんですが、それに答えていただきたいのと、それからもう一点は、その説明会の折に公共下水道見直しについては、今未整備地区がございまして、その地区を細かに区分をされて説明をされるというふうには聞いていますけれども、そこが公共下水道でいくのか、それとも合併処理浄化槽でいくのか、今ひとつはっきりしていないと思うんですね。それが明確になっているかどうかということと、その見直し後のいずれにしても公共下水道にするあるいは合併処理浄化槽にするにしても、費用の個人負担があるわけですから、その辺の費用がいくらぐらいかかるのかとか、あとはスケジュール的にどれぐらいで整備されるのかといったことについても、基本的な事項として住民説明会に間に合うように執行部のほうは準備をしているということになっているんでしょうか。その2つです。

大和田議員 住民説明会の日程については報告がありました。今の段階でというお話だったんですけれども、1月から2月にかけて計5回ですか、申し上げますと、日時順でいきます、1月16日、中央公民館、菅谷地区、次は1月23日、ふれあいセンターごだい、五台地区、そして1月30日にふれあいセンターよしの、芳野地区、戸多地区、2月6日にふれあいセンターよこぼり、神崎地区、額田地区、2月13日に総合センターらぼーるで瓜連地区と木崎地区の方々に対して計5回住民説明会を行うとのことでした。2月下旬に下水道審議会を開催するとの報告がありました。

寺門議員 住民説明会の資料等々については。

大和田議員 資料等の説明はありませんでした。

寺門議員 資料ということで費用的な問題ですね。見直しが入っているの、公共下水道にな

る場合でも合併処理浄化槽になる場合でも費用負担があるわけですから、その辺がどうなるのかということ。

大和田議員 委員会の中でそういった報告はございませんでした。

以上です。

寺門議員 ということは、住民説明会にはその辺はきちんと資料が整備されて、各会場にいらっしやっただ方が分かりやすいように発表してもらえると、こういうことですね。そういう理解でいいですね。

大和田議員 そうですね。よろしいと思います。

寺門議員 分かりました。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、産業建設常任委員会の報告は終了といたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、富山委員長から報告を願います。

富山議員 12月8日に開催いたしました教育厚生常任委員会において執行部から説明のありました案件についてご報告いたします。

まず、1件目、社会福祉課から那珂市障がい者プランの策定に係る中間報告がありました。

この件は、9月定例会において計画策定の報告があった件になりますが、平成30年度から令和5年度までの6か年とする第3期障がい者計画の中間見直し、第6期障がい者福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定を合わせた那珂市障がい者プラン策定に係る中間報告であります。これまでに障がい者プラン推進委員会を3回、障がい者プランワーキングチーム会議を4回行い、課題やニーズのアンケート調査を行ったとのこと。計画は「ともに暮らし、ともに輝くため」を基本理念とし、6つの基本目標の下、施策を展開していくとのことでした。今後の予定は令和3年1月にパブリックコメントの実施、3月に議会へプラン策定の報告を行うとのことでした。

委員より、災害時支援、防犯対策の推進の中で、あん・しん・ねっと事業で地域包括支援センターによる要支援者の状況確認について質問がありました。執行部からは、要支援者が災害時に必要な支援が受けられるような支援体制づくりとして、地域の自治会と連携を取り、要支援者に対して迅速な支援の手が届くようお願いを周知していくとの答弁がありました。

2件目として、こども課から認可保育所等利用者負担額の見直しについて説明がありました。

認可保育所等の利用者負担額については、国が定める基準を限度として市が定めるものとなっており、当市の利用者負担額は国の基準額より低い水準にあるものの、近隣市町村と比較すると高い状況であるとのこと。令和元年10月から消費税増税に合わせ3

歳児以降の幼児教育・保育の無償化が開始されましたが、課税世帯のゼロ歳から2歳児の利用者負担額は、制度の対象外となっております。そこで、子育て支援施策の充実、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、3歳未満児の利用者負担額について見直しを行い、低所得層には大幅な減額、中間層には若干の減額、高所得者層も近隣とのバランスを図って減額し、負担軽減を図るとのことです。

また、第2期那珂市子育て支援事業計画を策定し、計画に基づき子育て支援に関する施策を推進しているが、待機児童が発生している状況であるため、待機児童解消策として子育て支援を取り巻く環境の充実を図るべく、子ども・子育て支援事業計画のアクションプランとして位置づけた計画策定を現在進めているとのことでした。

委員より、利用者負担額が下がっても認可保育施設に入れにくいということでは意味がない。待機児童を減らすための施策として保育士人材バンクを設置したと思うが、今の状況はどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、現在までに保育士人材バンクに登録したのは1名で、ほかにも登録の申請書を数件配付しているので、今後の登録を期待しているとの答弁がありました。

3件目として、介護長寿課から那珂市高齢者保健福祉計画の策定に係る中間報告がありました。

この件は、9月定例会において計画策定の報告があった件になりますが、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする那珂市高齢者保健福祉計画の策定についての中間報告です。これまでに高齢者保健福祉計画推進委員会を2回、高齢者保健福祉計画ワーキング委員会を4回行い、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護サービス事務所意向調査、在宅生活改善調査を行ったとのことでした。計画は「やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標の下、高齢者福祉について施策を展開していくとのことでした。

今後の策定スケジュールについては、令和3年1月にパブリックコメントの実施、3月に議会へ計画策定の報告を行うとのことでした。

4件目として、生涯学習課から那珂市スポーツ推進計画（案）の策定について説明がありました。

スポーツ基本計画及び国の第2期スポーツ基本計画に基づき、地域の実情に応じたスポーツ推進の計画を策定するもので、本市におけるスポーツ推進の方針を示し、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現、地域の活性化等、活力ある社会づくりを目指すものです。計画は、「活力ある生涯スポーツの推進と健康で生きがいのある生活の実現」を基本理念とし、基本理念実現の方向性として4つの基本方針を定め取り組んでいくとのことでした。

今後の策定スケジュールについては、12月にパブリックコメントの実施、3月に議会へ計画策定の報告を行うとのことでした。

委員より、基本施策の中に持続可能な部活動の在り方の実現を目指しますとあるが、持続可能な部活動の在り方は実現できるかとの質問がありました。執行部からは、現在中学校の部活動は生徒の減少、指導できる先生がいないなどの理由で部活動数が減少している学校も出てきている状況にあります。今後国から部活動に関する運営方針が出されると聞いているので、それに基づきどういった部活の運営ができるかを検討していきたいとの答弁がありました。

また、スポーツの推進に当たり、今後那珂総合公園などの体育施設の充実を考えてほしいとの意見が出されました。

以上ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終了いたしました。

お尋ねしたいことございますか。

(なし)

議長 なければ、教育厚生常任委員会の報告は以上で終了をいたします。

お諮りをいたします。

12時になりましたけれども、このまま続けてよろしいですか。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、このまま続けさせていただきます。

続いて、原子力安全対策常任委員会、武藤委員長から報告を願います。

武藤議員 12月9日の原子力安全対策常任委員会での執行部からの報告案件について報告いたします。

まず、令和2年度那珂市原子力防災訓練の実施についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期となっていた原子力防災訓練については、感染症対策に留意し、当初の予定から規模を縮小し内容を変更した上で、令和3年2月21日、日曜日に実施する予定となっております。

主な訓練項目としては、市災害対策本部において、事態の各段階における情報収集、状況判断及び意思決定体制や市民に対する情報伝達の手順などを確認する災害対策本部運営訓練、本米崎地区の事前申込者の参加によるPAZ住民避難訓練、それ以外の地区の住民を対象としたUPZ住民屋内退避訓練などがございます。新型コロナウイルス感染症防止の観点からPAZ住民避難訓練においては、参加者を80人から40人に縮小し、炊き出しなどは中止としております。一時集合開設・運営では検温や問診、バスによる住民避難では座席の間隔の空けた確保、また検温、健康チェックに加え間仕切り等を実施してまいります。

お知らせの方法としては、広報なかおしらせ版、市ホームページ、メールマガジン、SNS等でお知らせしてまいります。

訓練当日ですが、市議会への情報提供として各議員への各回の災害対策本部の結果につ

いてファックス等による連絡を行ってまいります。

委員から、UPZの屋内退避訓練が20分と短く、訓練の効果があるのか疑問であるとの質問があり、市としても今回が初めての訓練となるため、屋内退避については事前に配付するチェックリストを確認していくことが大きな目的であるとの答弁がありました。

また、ほかの意見では、事前に周知するための回覧が分かりづらいのではないかとの意見も出されております。

続きまして、加工施設における那珂市屋内避退避及び避難誘導計画（案）の策定について報告いたします。

計画の概要ですが、まず計画の対象は三菱原子燃料株式会社の加工施設から1キロメートル圏内の本米崎と向山地区で、対象人口は1,573名でございます。避難については、屋内避難が基本ではございます。中継避難所のふれあいセンターよこぼりで避難者の受入れを行い、状況に応じて横堀小、額田小、那珂二中、木崎小の避難所を開設してまいります。

複合災害への対策としては、市内の避難所での受入れが困難となった場合は県と連携し、隣接市町村を第二の避難先とするとのことでした。

今後のスケジュールですが、年末からパブリックコメントを実施し、3月定例会においてパブリックコメントの結果及び最終案を報告していきたいとのことでございます。

委員からは、加工施設で想定される事故にはどのようなものがあるかとの質問があり、答弁として原子力発電所で使う燃料を加工する過程で、ウラン粉末の漏えい等に伴う放射性物質の放出が予想されるとの答えがありました。

また、質問として、施設の敷地が東海村にまたがっているが東海村との協議はどうなっているかとのことでございます。答弁として、東海村と調整を行っており、東海村も同様の計画策定を進めているとのことでございます。

続いて、気体廃棄物の放出状況についてです。

令和2年度第2四半期の気体廃棄物の放出状況について、いずれの事業所も放出管理目標値を下回っており適正に管理されているとのことでした。

最後に、11月21日に当委員会が開催した「市民の皆さまの声を聴く会」について、議事録とアンケート結果をお手元に配付しております。この「市民の皆さまの声を聴く会」については、今後議員勉強会等を開催し、当日の結果を改めて協議した上で、議員間の意見交換を行いたいと考えておりますので、日程が決まりましたら改めてご連絡をいたします。

以上ご報告いたします。

議長 武藤委員長の報告が終了いたしました。

確認したいこと何かございますか。

寺門議員 原子力防災訓練なんですけれども、これは執行部のほうでは災害対策本部が当然で

きて稼働するわけですが、市議会としてはどういう参加の仕方になるのか、その辺の話はありましたでしょうか。

武藤議員 市議会のほうとしては、これといった対応はなく、執行部がやることについて議員がファックスでの傍受等の内容だとのことでございました。

寺門議員 地区で情報収集、通常の災害活動ですか。

武藤議員 議員の側としては、これに関しては加わるという予定はありませんでした。また、要請もございませんでした。

以上です。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、原子力安全対策常任委員会の報告については終了をいたします。

続きまして、令和2年度第2回茨城県市議会議長会議員研修会への議員派遣についてご連絡をいたします。

研修会の出席者については、萩谷俊行議員、石川義光議員、原田陽子議員の3名の方を各委員会より選出いたしました。明日の最終日に議員派遣として本会議で報告をさせていただきます。決定いたしました3名の方については、よろしく願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午後0時09分）

再開（午後0時10分）

議長 再開をいたします。

総務生活常任委員会、勝村委員長から報告がありました上菅谷駅北側市有地売却に係る状況の報告について、改めて執行部より説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、全員協議会資料2ページをお願いいたします。

上菅谷駅北側市有地売却に係る状況の報告についてご説明いたします。

当該市有地については、医療法人青燈会への売却に向け、今年5月に地下埋設物の撤去を完了し、確認のため土壌調査を行ったところ、28項目の調査項目のうち対象地の一部から土壌汚染対策法における基準値を超える鉛の成分が検出されました。このため7月に今後の対応について県廃棄物対策課へ相談するとともに、取り急ぎ青燈会へ状況説明を行っております。8月から県の指導を受けた中で基準値を超えた箇所の特定向けボーリング調査等の土壌追加調査を行い、10月にその結果が出たところでございます。

結果でございますが、次のページの別紙の図面のほうをご覧くださいと思います。

県道側のオレンジ色の四角で記された5地点、ここにおいて地表2メートルから4メートルの深さから基準値を超える鉛の成分が検出されております。四角の範囲は一辺10メ

ートルとなっております。検出された値といたしましては、土壤汚染対策法における鉛の基準値は0.01ミリグラムパーリットル以下であるべきところ0.012から0.069ミリグラムパーリットルとなっており、原因といたしましては自然由来のものであるとの調査結果でございます。なお、ほかの27調査項目については、基準に適合しております。

調査結果については、青燈会に報告するとともに今後の対応について話し合いを行っております。青燈会といたしましては、当該市有地での病院建設の意向は変わらないということを確認しておりますが、当然のことではございますが、基準値を超えた土壤が残っている場合は病院建設をすることはできないので、売買契約締結前に市が全て撤去することを求められております。

市といたしましても、上菅谷駅前の土地を未利用地としておくことは得策ではありませんし、青燈会による病院建設は市の医療体制の拡充に寄与するものであり、撤去することはやむを得ないというふうに考えております。

撤去費用については、県道沿いであることに加え、深さも深いことから工法的にもまた撤去する土量は約1,000立米と試算しておりますが、これについては県内に処分する場所がなく、千葉県各市川市まで搬出する必要があるなど、概算で1億7,000万円となることを見込まれております。

今後の対応といたしましては、令和3年度当初予算へ撤去作業に係る委託料を計上するとともに、歳入予算として当該市有地の土地売却収入1億4,500万円を合わせて計上する予定でございます。また、令和3年5月から10月にかけて土壤の撤去作業を進め、令和3年12月までには青燈会との売買契約手続を完了させるべく、取り組んでまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 執行部からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質疑ございますか。

花島議員 説明はあったんですが、ちょっと聞き取れなかったのは、鉛の由来です。どういう経緯でそういうふうに検出されたのかというのをもう一回言っていただけますか。

財政課長 鉛の由来としては、自然由来のものだというふうな調査結果が出ているということでございます。

花島議員 自然ね、分かりました。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終結をいたします。

暫時休憩をし、執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後0時15分）

再開（午後0時16分）

議長 再開をいたします。

続いて、ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）及び市独自事業について執行部から説明を求めます。

こども課長 こども課長の篠原です。ほか1名が出席しております。よろしくお願いします。

資料につきましては、本日配付させていただいたものでございます。

タイトルのひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）及び市独自事業についてでございますが、菅首相が年内の再支給ということを発表いたしまして、12月11日に予算の閣議決定がなされまして、それを受けて実施する事業でございます。加えまして、市におきまして独自に給付金を支給する事業を行うことから、議長並びに教育厚生常任委員長のご了承をいただきまして、この全員協議会のほうでご説明をさせていただくというものでございます。

まず、1の目的でございますが、国では新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じており、もともと経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況であることを踏まえまして臨時特別給付金を再支給することとされました。市のほうでは、それに加えて国の制度では対象とならないひとり親世帯に対して市独自の給付金を支給し、支援をしていくというものでございます。

2の支給対象者は、国の制度が前回は8月になりますが、この基本給付部分の支給を受けたもので、具体的には6月までの児童扶養手当の受給者でございまして、約365世帯が支給対象となります。これに加えて、市では国制度の対象とならない7月から12月までの児童扶養手当受給者の約30世帯を対象に支給をいたします。

3の給付額は、国制度、市独自事業ともに1世帯5万円、第2子以降1人につきまして3万円でございます。

4のこの事業に係る事業費ですが、国制度が2,401万円、市独自事業が163万円、現行の予算の中で対応をしております。

5の支給手続等ですが、国制度、市独自事業とも改めての申請は必要とせず、指定口座にお振込をして支給をいたすということでございます。

6の支給までのスケジュールでございますが、今週中には対象者へお知らせを通知しまして、来週12月23日の水曜日になりますが、国制度、市独自事業ともに支給を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご質疑ございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結をいたします。

暫時休憩をいたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後0時19分）

再開（午後0時20分）

議長 再開をいたします。

続いて、学校給食への異物混入について執行部から説明を求めます。

教育長 このたびの菅谷西小学校において給食の異物混入の事故が発生いたしましたことにつきましては、多大なるご心配をおかけいたしておりますことに、まず心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

現在、関係機関の指導の下に原因の究明を行っております。それがはっきりし次第、これまで同様安全・安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様には、ご理解とご支援をお願いを申し上げます。

この後、詳細につきましては、課長より報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。よろしくお願いたします。

学校給食への異物混入につきましてご説明のほうさせていただきます。

先週の12月11日、金曜日、小学校に提供しておりました給食に異物、こちら金属片でございますが、混入する事故が発生いたしました。その経過と対応についてご報告のほうさせていただきます。

1番、事故発生のご概要からご説明いたします。

菅谷西小学校1年生の児童の麻婆豆腐に異物が混入いたしました。異物は、銀色の金属片で、長さ約2センチ、幅約3ミリのものがございます。児童は喫食前に金属片を除いたためにけがはございませんでした。市内の全小・中学校に異物混入がなかったか確認を行いました。他の学校での混入はございませんでした。

2ページの写真をご覧いただきたいと思っております。

一番上①、こちらが今回混入しました金属片でございます。

1ページにお戻りいただきます。

2、事故発生からの経緯でございます。

学校教育課及び学校給食センターにおきまして、学校給食における危機管理マニュアルというものを作成しておりますが、そのマニュアルに沿った対応をしております。

①でございます。学校から学校給食センターへ異物混入のご報告が、第一報が入りました。

②です。報告を受けまして、直ちに学校給食センターが菅谷西小学校へ出向きまして、異物のほうを確認するとともに回収をいたしました。

③です。学校給食センターから学校教育課へ混入事故発生のご報告があり、これを受け教育長への報告をいたしました。

④です。学校給食センターが、市内全小・中学校へ異物混入の有無について、電話にて

確認を行いました。

⑤です。学校教育課から関係機関でございます県の保健体育課、水戸教育事務所、ひたちなか保健所、こちらの機関へ報告をいたしました。

⑥です。市長、市議会議長、教育厚生常任委員長、教育委員への報告をいたしました。

⑦です。ひたちなか保健所が菅谷西小学校と学校給食センターへ来まして、聞き取り調査及び立入調査のほうを行っております。調理場内の調査におきまして、金属片と合致する器具の破損を確認いたしました。

ここで、2ページの写真のほうをまたご覧いただきたいと思えます。

原因と思われる器具でございますが、野菜をカットする際に使用します電動の野菜を切る器具でございます。切菜機と呼んでございます。

②番の写真が、この器具の全体像となっております。

③は、横のスイッチ部分、操作部の写真でございます。

④は、前面の蓋を開けた状態となりまして、写真に写っております左側の丸い部分が蓋となっております。右側が回転する刃となりますが、こちらの赤丸の部分、蓋の一部分が破損した部分と思われまます。

⑤番は、前面左側のU字になっている部分、こちらが野菜を挿入する部分となっております。奥に見えているのが回転する刃となっております。

裏面3ページをお願いいたします。

⑥と⑦番は、破損部分の拡大でございます。⑦の破損部分の形状と表側の①の金属片、こちらを比べますと、この部分である可能性が高いと思われまます。

⑨番は、刃の拡大となっておりますが、こちらの赤丸の部分、回転する刃の端が接触したのではないかとと思われまます。

1ページに戻ります。

⑧でございます。各学校から保護者への混入事故発生につきまして、緊急メールにて配信し報告をいたしました。

⑨でございます。学校給食センター調理場内の器具の安全確認を行っております。

3番、対応と再発防止でございます。

1つ目といたしまして、原因と思われるこちらの切菜機でございますが、メーカーにて部品の交換や修繕等を行った上で、作動につきまして安全確認を行ってまいります。

2つ目といたしまして、金属がこの剥離した原因、器具の何らかの不具合が発生したのか、それとも操作手順に誤りがあったのかにつきまして、原因のほうを徹底究明を実施いたします。

4番、学校給食の提供でございます。

1つ目といたしまして、原因と思われるこちらの器具につきましては、安全確認が終了するまでは使用はいたしません。その間は、手作業や他の器具により対応をしましてまいります。

たいと考えております。

2つ目といたしまして、ひたちなか保健所のほうの指導を受けまして、12日、土曜日及び13日、日曜日にかけて、調理場内の全ての稼働する器具につきまして安全確認を実施いたしました。そして、昨日14日、月曜日から通常どおりの給食の提供としております。

なお、原因の特定ができました際には、改めてご報告のほうをさせていただきたいと考えております。

説明のほうは以上になります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何かご質疑ございますか。

笹島議員 これあれですか、給食センターにはいろいろな調理器具がありますよね。そうすると、古いか新しいか分からないですけれども、金属疲労とか何か必ず出てきますよね。そうすると、毎朝でなくてもいいけれども、1週間に1回か2回、始動する前にこういう調理器具を点検しているのかな。

学校給食センター所長 器具のほうは毎日2回ずつ運転する職員、それから中のほうの事務職員で点検のほうを行っております。

以上でございます。

笹島議員 毎日2回だと見つけられなかったのかな。必ずその今言ったひび割れとか何かって見つかるはずですよ。いきなりじゃないですよ、こういう金属破片ってね。あと、今言っていた、これ結構長い期間、以前に買ったもので、要するに金属疲労かどうかというのも必ず点検しなきゃいけないですよ。そういうものもやっているんですか。

学校教育課長 今回の蓋の部分の破損と思われる部分でございまして、稼働しての金属疲労という部分には、なかなかちょっと金属疲労にはなりにくい場所なのかなというふうの一つ思っております。機械のほうの例えば押さえる力が何か不具合が生じたのか、または操作の関係上接触するような動作があったのかというようなところが原因なのかなというふうには、現在のところは推測しておりまして、こちらの調理器具のメーカーのほうにもその辺のところを確認をしていただいているという最中でございます。

以上です。

笹島議員 もしかすると、メーカーの責任かもしれないですよ、取扱い側の責任かもしれないですよ。それをはっきりさせなきゃいけないですよ、今後のために。それは考えているんですか。

学校給食センター所長 こちらの器具のメーカーのほうに現物のほうを昨日も見させていただいておりますけれども、そういった製品の瑕疵の部分があるのかも含めて、この確認書というふうな形で出させていただくようなことに予定はしております。

以上です。

古川議員 ちょっと確認なんですけれども、先ほど、1日2回確認をしているという、なぜ見つけられなかったのか。というのは、回転している刃があって、その蓋押さえる蓋の内側でしょう、刃側というのかな。それは点検はしていたんですか。

学校給食センター所長 運転中に起きた干渉ということになりますので、点検中は特に異常はなく、はい。

古川議員 それは間違いはないんですか。いわゆる亀裂が入っていたんではないかというちょっと疑問なんです。本当に何の異常もなく、確認はしたけれども異常がなくて、それで回転中に亀裂が入って割れたということ、間違いはないんですか。

学校教育課長 その亀裂の可能性もメーカーのほうに、先ほども笹島議員のほうから金属疲労という言葉も出ましたので、そこら辺も含めて確認のほう行ってもらいたいというふうに、再度そこら辺念押ししたいと思いますけれども、点検の際にはそこまでの確認はできなかったということでございます。

古川議員 したけどなかった。そこをちょっと聞いている。見逃したんだっから見逃しと言ってもらえれば。

学校給食センター所長 点検した際には発見はできません。確認はしております。異常はございませんでした。

花島議員 これ見ると、一番考えられるのは、この刃の回転部分の取付け具合なんだと思います。古川議員がおっしゃったひび割れもあり得ないということはないんですけれども、損傷の具合から見ると、もともとひびが入っていたというよりは、そこに刃がぶつかって、がすっと削ったということなんですね。だから、その点検といっても、その点検はしていたんでしょうけれども、どこまで点検しているかというのは幅があるので、していた、していなかったという話はあまり意味がなくて、今後どういうところまで見るか、それから基本的な機器の弱さというのはどういうところにあるかというのを認識するという形で調査を進めていただきたいと思います。

以上です。

大和田議員 これ本当にたまたま見つかったからだと思うんですけれども、麻婆豆腐にこの大きいですよ、中学生だったらがっとう入れたら入っちゃうんじゃないかというような感じだと思うんですけれども、この事故発生からの経緯なんですけれども、これみんなが食べちゃった後、時間的に時系列なんかどうなっているんですか。ほかの小・中学校も含めて。

学校教育課長 こちらの児童の入っていたときに、食べる、口に入れる前にその児童は発見しまして、自分のお盆等の脇のほうに寄せておいて食べ進めたということでございまして、片付けの際に先生にこれが入っていたよということで申出があったという経緯でございまして、食べ終わってからの判明という形でございました。

以上です。

大和田議員 今後こういうスピード感、どんなふうな対応していけばいいのかというのは、今のところ考えていたりはないですか。

学校教育課長 例えば、喫食の初期段階でこれが入っていたよという場合には、その学校の停止と、あと学校教育課なり給食センターなりにお知らせをいただくとともに、全学校にて直ちに給食のほうを食べるのを止めるようにというような連絡をするような流れになっております。

以上です。

花島議員 食べちゃってから言われたというんですけれども、生徒には何かあったらすぐに言うように指導してください。実は、私有名な中華料理屋でフーヨーハイの中に金網のかけらが入ったことがあって、全部食べちゃって料金も払ってから言ったんです。それは、ただ気をつけてもらいたいだけで、おいしかったし、いいと思ったからなんです。ただ、学校の場合は事情が違いますので、見つけたらすぐに先生に言うように指導していただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終結をいたします。

本日の議事は全部終了をいたしました。

これにて全員協議会を終了といたします。ご苦労さまでした。

閉会（午後0時37分）

令和3年2月22日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎